航空法関係手数料規則の一部を改正する省令

航空法関係手数料規則（平成九年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（大変更） **第一条**　航空法関係手数料令（以下「令」という。）別表第一第三号イの国土交通省令で定める大変更は、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号。以下「規則」という。）第六条の表に掲げる設計の変更の区分による大変更であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一～三　（略） （大修理及び大改造） **第二条**　令別表第一第六号イの国土交通省令で定める大修理は、規則第五条の六の表に掲げる作業の区分による大修理のうち機体の全部又は一部のオーバーホールとし、同号イの国土交通省令で定める大改造は、同表に掲げる区分による大改造とする。 （騒音の実測を行う場合における航空機の区分） **第三条**　令別表第二第一号の航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、規則附属書第二第四章、第六章又は第七章の適用を受ける航空機とする。 （機体認証に係る手数料の額） **第五条**　令第九条第一号ロ(2)(i)の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。 一　人口密度が一平方キロメートル当たり一万五千人以上の区域の上空（以下「特定空域」という。）を含む空域　十四万千百円 二　特定空域を含まない空域　十三万五千七百円 2　令第九条第一号ハ(1)の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。 一　特定空域を含む空域　百五十九万二千二百円 二　特定空域を含まない空域　百四十八万三千百円 3　令第九条第一号ハ(2)の国土交通省令で定める額は、次の各号に掲げる飛行させようとする空域に応じ、当該各号に定める額とする。 一　特定空域を含む空域　百五十九万三百円 二　特定空域を含まない空域　百四十八万千二百円 4　令第九条第二号イ(1)の国土交通省令で定める額は、整備が実施されていないときは、四万九千六百円（追加機体にあっては、四万九千円）とし、整備が実施されているときは、次の各号に掲げる整備の実施主体に応じ、当該各号に定める額とする。 一　当該無人航空機の型式の設計及び製造過程について型式認証等を受けた者　八千二百円（追加機体にあっては、七千五百円） 二　前号に掲げる者以外の者　四万九千六百円（追加機体にあっては、四万九千円）	（大変更） **第一条**　航空法関係手数料令（以下「令」という。）別表第一第三号イの国土交通省令で定める大変更は、航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第六条の表に掲げる設計の変更の区分による大変更であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一～三　（略） （大修理及び大改造） **第二条**　令別表第一第六号イの国土交通省令で定める大修理は、航空法施行規則第五条の六の表に掲げる作業の区分による大修理のうち機体の全部又は一部のオーバーホールとし、同号イの国土交通省令で定める大改造は、同表に掲げる区分による大改造とする。 （騒音の実測を行う場合における航空機の区分） **第三条**　令別表第二第一号の航空機の種類、装備する発動機の種類、最大離陸重量の範囲その他の事項が国土交通省令で定めるものである航空機は、航空法施行規則附属書第二第四章、第六章又は第七章の適用を受ける航空機とする。 （新設）